

※本事業は、令和2年12月16日付け県からの営業時間の短縮等の要請の対象である区域及び店舗等に該当する事業者を対象とするものです。

【参考】要請対象地区：長野県下高井郡山ノ内町湯河原一組、星川三組
要請対象店舗：接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店

参考資料2

エリア指定型 新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について（予定）

令和2年12月16日現在
長野県

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、指定区域内に事業所を有し、県からの要請に応じて、施設の使用停止（休業）又は、営業時間の短縮に協力した事業者に対し、協力金を支給します。

2. 対象事業者

県からの要請に協力し、以下の要件を全て満たす事業者

- ・ 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言の店」の表示を行っていること。

※要請後にガイドラインに対応して、「新型コロナ対策推進宣言の店」の表示を行った場合は対象とします。

- ・ 要請前、22時～翌朝5時の間に通常営業を行っていること。
- ・ 要請期間の全期間（7日間）において要請に協力していること。

3. 協力金の金額

1事業者当たり28万円[1回限り]

4. その他

区域外に本社がある事業者で指定区域内に対象施設を有する事業者についても、施設の使用停止等の要請等及び協力金の対象となります。

5. 今後のスケジュール（予定）

募集要項・申請書公表	12月22日（火）頃	※県HPに掲載予定です
受付開始	12月24日（木）頃	
協力金の支給	受付後随時支給します	

6. 申請に必要な書類（予定）

	書類名
①	申請書（後日公表予定）
②	営業実態が確認できる書類 例：確定申告書、休業等前の経理帳簿等の写し、店舗の内観・外観を写した写真 など
③	休業又は営業時間の短縮の状況が確認できる書類 例：事業収入額を示した帳簿の写し、休業等を告知した HP・店頭告知ポスターやチラシの写し(写真可) など
④	酒類を提供したことがわかる書類 例：メニューや酒類の仕入伝票の写し など
⑤	「新型コロナ対策推進宣言の店」であることがわかる書類 例：店内、店頭に掲示している「新型コロナ対策推進宣言の店」のポスターの写真 など
⑥	営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類 例：飲食店営業許可証の写し(写真可)
⑦	誓約書
⑧	その他必要な書類

7. お問い合わせ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

<要請について>危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

<協力金について>産業労働部 産業政策課

上記内容は予定です。随時情報を更新してまいりますので、最新の情報については下記の県ホームページなどでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area.html>